

平成26年度新宿区外部評価委員会第2部会 第5回会議要旨

<開催日>

平成26年7月22日（火）

<場所>

本庁舎6階 第2委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

平野部会長、金澤委員、小山委員、小菅委員、鱒沢委員
事務局（3名）

針谷総合政策部長、中山行政管理課長、松本主任
説明者（5名）

学校運営課長、教育指導課長、教育支援課長、生活福祉課長、保護担当課長

<開会>

【部会長】

平成26年度第5回新宿区外部評価委員会第2部会を開会します。

今回から3回にわたり、計画事業の外部評価に係るヒアリングを行います。

今回のヒアリング対象事業は、学校運営課の所管する計画事業18「学校施設の改善」、教育指導課及び教育支援課の所管する計画事業14「学校の教育力の向上」、教育支援課の所管する計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」及び計画事業16「学校図書館の充実」、並びに生活福祉課及び保護担当課の所管する計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」の計5事業です。

初めに学校運営課の所管する事業へのヒアリングを行います。

学校運営課長、よろしくお願ひします。

<委員紹介>

【説明者】

よろしくお願ひします。

<説明者紹介>

【部会長】

ヒアリングに入る前に本会の趣旨についてご説明します。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を三つの部会に分けています。この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。

今年度は第二次実行計画期間の4年間のうち2年目の評価となります。

外部評価委員会では、今年度内部評価を実施した計画事業のうち、まちづくり編の中から半数の事業を抽出して評価します。外部評価する事業は、全てヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業につき30分の想定で行います。前半の15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めます。

質問が終了しなかった場合などに、追加で文書による質問をする場合もあります。

説明は以上です。

では、ヒアリングに入ります。

計画事業18「学校施設の改善」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業の施策体系としては、まちづくりの基本目標の一つ、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標の一つ、3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」を実現するための基本施策の一つ、②「学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり」の下に位置付けられている事業です。

小学校29校、中学校10校の学校施設において、良好な教育環境を確保するための環境整備を行うことを目的に展開している事業です。

具体的には、学校給食調理施設のドライ化又は空調整備を行うとともに、新しい調理機器を導入しています。ただし、ドライ化については、給食調理室の面積がある程度広くないといけないため、一部の学校でのみ空調整備に合わせて実施しています。平成25年度は、9校の空調整備を行いました。ドライ化については、平成25年度は対象がありませんでした。

事業の目標・指標としては、ドライ化又は空調整備を完了している小・中学校数を、平成27年度末までに32校にすることを目指します。

評価の内容ですが、「サービスの負担と担い手」については、学校施設の良好な環境改善を図ることは、学校設置者としての新宿区の責務であるため、学校給食調理室のドライ化又は空調整備を行うことは「適切」と評価しています。

「適切な目標設定」としては、学校給食調理では火を扱うため、特に夏には学校給食調理施設は相当温度が上がるため、空調整備を行うことで、良好な給食を作るための環境改善を図ることができ「適切」と評価しています。

「効果的・効率的な視点」については、ガス空調（ガスヒートポンプ）による空調機器を整備することで、電気式よりランニングコストを相当抑えられるほか、節電の気運の高まりにも合っており、非常に「効果的・効率的」と評価しています。

「目的（目標水準）の達成度」については、平成25年度に予定していた工事を計画どおり完了したため「達成度が高い」と評価しています。

「総合評価」については、学校設置者として空調整備を効果的・効率的に完了することで、学校施設の良好な環境改善を図ることができていると評価しています。

今後の方向性は「継続」です。

進捗状況・今後の取組方針としては、目標の達成に向け、今後も計画的に空調整備等工事を行っていきます。給食調理施設の整備は、夏休みの間にしっかりとやっていかないと、その前後の給食に影響を及ぼしてしまいますので、入念な調査等を踏まえた上で、計画的に改修工事を進めていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ご質問等をお願いします。

【委員】

ドライ化又は空調整備と書いてありますが、ドライ化と空調整備はそもそも目的が違いますよね。

【説明者】

そうですね。ドライ化できるところについては、空調整備とともに行っていくという趣旨です。

【部会長】

空調は32校全部入れるけれども、ドライ化はできるところについて行うということですか。

【説明者】

そうです。

空調を掛けることでもある程度乾燥しますが、十分ではありませんので、それを補完できる効果もあります。

【委員】

そうすると、「ドライ化又は空調化」という表現では正しくないように思えます。どちらか一方しかやらないように見えてしまいますから「ドライ化及び空調化」とした方が良いかもしれませんね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

ドライ化によるメリットにはどのようなものがあるのか、内部評価には特段記載がないようなのですが、衛生面や給食の味などに影響が出るものなのでしょうか。

【説明者】

申し訳ありません。ドライ化を行う施設が少ないため、評価内にはあまり記載をしていません。ドライ化とは、調理室内の乾燥化を図るもので、ご指摘のとおり衛生面で高い効果があります。既存の調理施設の床はタイル張り、室内の温度・湿度が上がってくると、そのままでは雑菌・細菌が発生するため、常に床に水を流すことでそれを避けています。ドライ化すると、例えば洗い場とそうではないところなどで作業区域を分けて、できるだけ湿気がこもらないよ

う管理区分を設けることで、衛生面でしっかりとした対応ができるようになります。部屋の区分をきっちり分ける必要があるので、結構面積が必要になるわけです。ただし、繰り返しになりますが、既存の施設ではドライ化対応できるところが限られるため、しっかりとした管理区分を設けるまでには至っていません。

なお、新校については、最初からドライ仕様の給食調理室を整備しています。

【委員】

サルモネラ菌などが繁殖する大きな原因は湿気ですから、食中毒等の防止に大きな効果があるように思いますので、ぜひ奨励していただきたいと思います。

【説明者】

そうですね。ご指摘は本当にもっともだと思えます。給食調理室を全面改修して広げるといった大掛かりな工事を行えば可能なかもしれませんが、学校の大規模改修というのは、いわゆる既存不適格という問題もあり、給食調理室だけでなく学校全体を考えなければいけません。なので、校舎全体の大規模な改修のときにぜひ取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

確かに、最初からそういうふうには作っていないと難しいですね。

【委員】

まだ14校は学校給食調理施設に空調が付いていないのでしょうか。

【説明者】

そうです。学校施設の空調整備は平成11年ぐらいからまず普通教室、平成20年度ぐらいから特別教室と順次進めてきており、現在は学校給食調理施設について行っているものです。

【委員】

では、現在も空調のない状態で給食調理を行っているわけですか。

【部会長】

暑いからといって窓を開けるわけにもいかないし、大変ですね。

【説明者】

はい。現在のところ、扇風機等に対応しています。空調の整備にも相当なお金がかかりますので、順次取り組んで、ようやく給食調理室の空調化に進んできたところです。

【部会長】

これは、子どもたちの安心のための事業ですね。

【委員】

そうですね。といっても空調化やドライ化で味が落ちるわけではありませんから。

【説明者】

はい。むしろ、環境が良くなることはプラスの効果をもたらすものと思います。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、学校運営課へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、教育指導課及び教育支援課の所管する事業へのヒアリングを行います。

教育指導課長、教育支援課長、よろしく申し上げます。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、計画事業14「学校の教育力の向上」のご説明をお願いします。

【説明者】

教育指導課長です。

施策の体系としては、まちづくりの基本目標の一つ、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」を実現するための個別目標の一つ、3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」を実現するための基本施策の一つ、①「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」の下に位置付けられている事業です。

本事業は、「学校支援体制の充実」、「学校評価の充実」及び「特色ある教育活動の推進」の3つの枝事業で構成されています。

「学校の支援体制の充実」は、さらに、「学習指導支援員の配置」、「学校支援アドバイザーの派遣」及び「教育課題研究校の指定」の三つの取組に分かれます。

「学習指導支援員」とは、教員免許を所有する区費講師です。平成25年度には、60名を区内小・中学校に配置しました。各校に区費講師を配置することで、よりきめ細かい指導を行うことが可能となっています。学校からも、区費講師の配置による人的サポートは、学校運営上、大変有益であるとの反応を得ています。

「学校支援アドバイザー」とは、退職した校長を区費の非常勤職員として採用しているものです。学校支援アドバイザーは、各学校を訪問し、3年目までの教員（以下「若手教員」という。）の授業を参観したり、若手教員の相談相手になったりしています。また、主幹・主任教諭といった、学校の中核的リーダー的な職層の者に対して、個別やグループでの指導を行い、若手教員への関わり方や教育管理職との連携の大切さなどの意識付けも行っています。校長や副校長からは、学校運営になくてはならない支援であるとの反応を得ています。

「教育課題研究校の指定」は、区の教育課題を解決するために指定された学校が、2年間にわたりテーマに基づく研究を行い、その成果を、公開授業と研究発表により、区内の小・中学校に紹介・共有していくものです。平成25年度には、愛日小学校、四谷第六小学校、新宿西戸山小学校、東戸山小学校、西早稲田中学校の5校を教育課題研究校に指定し、「言語活動の充

実」及び「ICTを活用した授業」をテーマとした研究発表を行いました。区内全ての教員が参加し、アンケート調査の結果、90%以上から参加して良かったとの回答を得ています。

本枝事業については以上です。

「学校評価の充実」は、新宿区立学校において、学校による自己評価（以下「自己評価」という。）及び学校関係者、保護者や地域住民等の評議員による主体的な評価（以下「学校関係者評価」という。）に加え、学校に直接関わりを持たない専門家による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を実施するものです。

学校運営の改善に結び付けることを目的としており、各校では、客観性を高めるため、保護者へのアンケートや児童・生徒による授業評価などの調査結果を、自己評価のための資料として活用しています。

第三者評価は、毎年度約半数の学校を対象に実施しています。つまり、各校は2年に1回第三者評価を受けることとなります。評価委員は、退職した校長、教育行政経験者である大学教授などを3人1組のグループで編制しています。学校を訪問し、教育管理職からのヒアリング、授業観察、保護者、地域住民及び児童・生徒からのヒアリングなどを行い、第三者評価報告書を作成します。その後、校長や教職員と面談し、結果の報告及び懇談を行い、学校運営の成果と課題を明らかにしています。平成26年度には、全ての学校の共通項目を設定した学校評価アンケートを作成しました。今後実施していく予定です。

本枝事業については以上です。

「特色ある教育活動の推進」については、教育支援課長からご説明します。

【説明者】

教育支援課長です。よろしくお願いします。

「特色ある教育活動の推進」は、学校における総合的な学習の時間などを使い、学校の主体性を発揮し、地域の実態に即した学習活動を実施したり、学校の教育活動に応じた教育能力の向上を目的とする校内研究及びその成果の発表を行ったりすることで、特色ある教育活動を推進していくものです。

具体的には、各学校又は幼稚園で策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に基づき、経費を当課で予算立てをして、各校・園に配付しています。平均して、小学校で85万円、中学校で97万円、幼稚園で11万円程度を配当しています。

本枝事業については以上です。

評価の内容等については、総括して教育指導課長からご説明します。

【説明者】

教育指導課長です。

「サービスの負担と担い手」については、学校の教育活動を実践すること、学校評価の仕組みを構築することは区の責務であり「適切」と評価しました。

「適切な目標設定」についても同様に「適切」、「効果的・効率的な視点」についても「効果的・効率的」と評価しました。

「目的（目標水準）の達成度」については、学校からの評価も高く「達成度が高い」と評価しました。

「総合評価」としては、「計画どおり」事業が推進していると評価しました。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ではご質問等をお願いします。

【委員】

事業目的に「学校の教育力の向上を図る」とありますが、教育力の向上というのは誰の教育力の向上なのか、区民からすると少しわかりづらい表現に感じます。私見ですが、公立学校において、教育力の向上というのは、指導力の向上と読み替えることができるように思いますが、そのような理解で良いのでしょうか。

それから、内部評価のシートを通して全体的に感じることもありますが、区民にとって一番関心があるのは子どもの学習又は学力だと思います。その視点から、文部科学省が掲げた新しい学力観に基づく、知識・技能の伝達だけでなく実践力を養成することが見えないのが残念です。区民は、本事業の内部評価に対してそういった視点を期待していたのではないのでしょうか。更にいえば、基礎学力や応用力をどのように先生が子どもに授けるのかといったことが内部評価からはみえません。区民にとっては大変不親切な評価だと私は思います。

それから、評価の中で「地域の実態・特色をいかした」という言葉を何回も使っているのですが、これという特色がみえません。総合評価の中で「金管バンドの活動や伝統文化の阿波踊り等の実践、防災訓練の地域参加等」とありますが、これは地域の、更にいえば新宿の特色をいかしている例とはいえないのではありませんか。例えば、新宿の地場産業について知識や技能を教育するといったことが地域をいかすことではないかと思います。これでは他区で行っても変わらないように思いますがいかがでしょうか。

【説明者】

そうですね。金管バンドとか阿波踊りについては、どちらかといえば地域の実態・特色をいかした例というより、学校の主体性を発揮した例として捉えていただければと思います。地域の主体性の例としては、多くの国籍、民族の方が暮らしているという特色をいかした教育活動を大久保小学校で行ったり、大久保地域をあげて取り組んでいる大久保つつじのイベントに大久保小学校の生徒が参加したりといった活動が行われています。ご指摘いただいた、地場産業との連携についても社会科などの中で取り上げるべきものだと認識しています。

【委員】

関連して「子どもの生きる力を伸ばす学校教育」とはどのようなものを指しているのでしょうか。また、内部評価のどの部分からそれが読めるのでしょうか。

【説明者】

教育指導課長です。

この「生きる力」という文言は、文部科学省が示している学習指導要領などに出てくるキーワードです。以前は、知識や技能を伝達することが、学校の第一の役割でした。それが社会で生きていく一番大きな要素だったからです。しかし現在、社会が大きく変化していく中で、知識や技能だけでは世の中を生き抜くことはできなくなってきており、判断力、表現力、思考力、学びの意欲などが重要になっています。さらに、学力面だけでなく、人と関わり合う力なども生きる力の重要な要素となっています。そういった意味で、これからの社会を子どもたちがたくましく生きていく上で必要な力を、国では自ら学び、考え、判断し、行動できる力ということで、大きく「生きる力」と示しています。

内部評価への記載については、文部科学省や教育委員会が目指している方向を実現するために、教師の指導力の向上と、そのための学校支援体制の充実により、子どもたちへのきめ細かな指導を実現すること、若い教員が随分増えていきますので、そういった若手教員へのサポート体制をしっかりと整えること、区や国の課題となっている教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果の全区的な共有により、実践的に改善していることなどにより示しています。直接このキーワードを反映しているシートではありませんが、教師力、授業力、学校の教育課題に応じた実践力等を高めることで、子どもの生きる力を伸ばす学校教育を実現しようという構成になっています。

【委員】

先ほどもご意見がありました。区民が学校に最も期待しているのは、子どもがしっかりと学力を付けることだと思います。大人になったときに自立して生きる力の根本は、学力ではないかと思うわけですね。例えば、昨今生活保護世帯がとも増えている中で、小・中学生の子どもがいる生活保護世帯も増えています。そういった子どもたちに必要とされるのは、やはり教育ではないでしょうか。しっかりと教育を受けて学力を身に付けなければ、子どもは自立できないように思います。そういう意味では、特色ある教育活動以上に、学力の向上のために力を尽くしてほしいという思いが区民は強いように感じます。

【委員】

事業開始が「不明」とされているのは、それぐらい前から実施しているということなのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。

特色ある教育活動推進については、以前からいわゆる総合学習の時間の中で行われていたのですが、平成20年度の学習指導要領の改訂に合わせ、各校ごとに独自の取組を行う現在の形に整理されました。ただ、学習指導要領が改訂されてからすぐに全ての学校で取り組むことができたわけではなく、各校で検討を行い順次進められてきた経緯などから、事業開始年度は「不明」としています。

【委員】

学校評価はいつ始まったものなのでしょうか。

【説明者】

教育指導課長です。

正確な年度は不明なのですが、平成19年に、文部科学省から「学校評価に関する学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が出されました。現在の自己評価、学校関係者評価、第三者評価委員会という形が始まったのは、これ以降だと思っています。

【委員】

学校評価実践モデル校はどのようなのでしょうか。

【説明者】

平成25年度から開始したものです。

【委員】

まだ1年間しかやっていない。

【説明者】

そうです。ただし、各校による独自の評価は、それ以前から実施していました。

【委員】

今年からは全て同じ項目で評価することになる。

【説明者】

区としての共通項目のほかに、学校ごとの地域性を反映するため、学校独自の評価項目を設定する形で実施する予定です。

【委員】

指標の設定が難しいことは良くわかるのですが、現在の四つの指標については、いずれも事業目的の達成状況を測る指標としては適切なのかという印象を受けます。

【委員】

そうですね。学校の教育力の向上に対しての指標とは違う感じがします。

【委員】

学力が具体的にどう向上したのかを見せてほしいですね。

【説明者】

ご指摘の点はよくわかります。

我々としても苦しいところなのですが、例えば、教育課題研究校が取り組んだ言語活動の充実、ICTの活用を、どうやって数値で測るのかを考えると、なかなか難しい。学力にしても、学校の取組だけでどれだけ学力が上がったのかを評価することは難しいということで、今回は、目に見えやすい一つの方法として、参加人数を提示したものです。

ただ、昨年度の教育課題研究校の発表には、3校で845名と、区内全域のほぼ全ての教員が参加し、その90%以上がこの成果を自分の学校で活用したいと回答していることから、一つの成果の目安として取り組んでいくことはできるものと考えています。

【委員】

第三者評価について、報告書が提出されているとのことですが、その中には、冒頭に質問し

た、新しい学力観に基づく評価というのはされているのでしょうか。

【説明者】

第三者評価は、その学校と全く関わりのない方が評価するもので、具体的な評価の内容としては、前年度の自己評価結果を第三者評価委員に提示し、前年度と比べてどう改善されているか等をみます。自己評価の中には、確かな学力の向上、豊かな心の育成、体力の向上、特色ある教育などの項目がありますので、恐らく多くの学校では重要な観点として、新しい学力観に関わる助言があると思います。例えば、授業の質的な改善を望んでいる、つまり、教える授業ではなく、子どもたちがもう少し考える授業を展開していくと良いといったご助言をいただいている学校もあります。

【委員】

学習指導支援員及び学校支援アドバイザーは、どのように選ばれているのでしょうか。

【説明者】

学習指導支援員は、教員免許を持っている方を対象に募集を掛けて、学校で面談した上で採用しています。毎年募集を掛けるわけではなく、継続の方もいます。例えば、地元に住んでいて以前は教師をしていた方が、結婚、子育てが終わって時間的に余裕が出てきたので、自分の資格・経験をいかしたいということで、学習指導支援員となっている方、逆に区費講師として経験を積んで、教師になる道を探っている方などがいます。

学校支援アドバイザーについては、新宿区で校長を経験した方を8名配置しています。内訳としては、小学校長経験者が5名、中学校長経験者が3名です。

【委員】

学習指導支援員は、東京都との連携はないのでしょうか。

【説明者】

ありません。

ただ、区費講師で採用した後に、東京都から正式採用されて、他地区に行く事例はあります。

【部会長】

学校支援アドバイザーについて、地域の校長経験者を活用するのは重要であり、意味があると思います。特に若手教員の場合、メンタルヘルスは大きな問題だと思います。関連して、いわゆるモンスターペアレントへのリスクマネジメントも大きな問題でしょう。そういったところへのサポートも、学校支援アドバイザーの役割には含まれているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。若い教員に対するメンタルヘルスや、保護者対応へのアドバイスも含めて学校に言っています。メンタルヘルスについては、メールで相談を受けて、メールで回答をするといった取組を行っています。必ずしも授業に関するだけでなく、場合によっては地方から出てきた若い教員の親代わりのような立場で、親身になって相談に乗っています。それによって救われた若い教員は、これまでも随分いると思います。保護者対応なども、本来的には校長や副校長に相談すべき中身ですが、中にはアドバイザーに相談する事例もありました。

【部会長】

「区の教育課題を踏まえた研究校の指定」について、教育課題というのはどこで設定しているのでしょうか。また、教育委員会、教育指導課、各学校で様々な課題はあると思いますが、各主体のニーズとどのようにかみ合わせているのでしょうか。

【説明者】

教育課題研究校のテーマの設定は、基本的にはボトムアップではなくトップダウンで、教育指導課からこういうテーマでやる学校はありませんかという投げかけをしています。また、各学校から自発的にこんな研究をやりたいといった要望が出された場合には、学校独自で研究発表校の指定を受け、研究発表会を行うことも可能です。

【部会長】

教育指導課で教育課題を決める際、住民の声や区民のニーズを反映するようなメカニズムはあるのでしょうか。

【説明者】

現在のところ、区民の方からのお声をいただくという体制にはなっていませんが、学校評価の際など様々な機会にお声をいただき、それを視野に入れながら教育課題を定めていくことは可能だと思います。

なお、今回指定している研究課題が「ユニバーサルデザイン」という、特別支援教育にも関わる教育課題にしています。これは、多くの区民の方からのニーズも恐らくあることも踏まえて設定しました。

【部会長】

例えば、厚生労働省の行っている厚生労働科学研究については、以前は厚生省（現厚生労働省）が全部テーマを決めてやっていたのですが、今はパブリックコメントを掛けてテーマを検討しているところがあります。一旦国民の意見を聞き、それを現場に下ろしていく形になっているのですね。この取組についても、住民や区民の声をテーマ設定にいかすことが、今後課題になってくると思います。

第三者評価について、これも大変重要だと思いますが、報告書を一般の区民が見て、結果を知ることはできるのでしょうか。

【説明者】

第三者評価の結果は外部には公表していませんが、学校評価のアンケートには、その学区に関係している町会の方などの地域住民にもお答えいただくことで、外部の評価を受ける体制を学校評価の中に取り入れています。

【部会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、計画事業14「学校の教育力の向上」のヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<教育指導課長退出>

【部会長】

教育支援課長は引き続きよろしくをお願いします。

教育支援課の所管する計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」及び計画事業16「学校図書館の充実」については、一括して説明を受け、その後質疑に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なし>

では、事業の説明をお願いします。

【説明者】

はい。

では、まず計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」についてご説明します。

施策体系としては、まちづくりの基本目標の一つ、Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標の一つ、3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」の基本施策の一つ、①「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」の下に位置付けられている事業です。

本事業は、先ほどの事業と比べ、よりターゲットを絞った事業です。「巡回指導・相談体制の構築」、「情緒障害等通級指導学級の設置」、「日本語サポート指導」、「児童・生徒の不登校対策」及び「日本語学級の運営」という枝事業により構成されています。

「巡回指導・相談体制の構築」は、発達障害を持っているお子さんに対する事業です。医師や心理士等専門家による支援チームが巡回相談を行います。年3回ですので、一つの学期につき1回程度の頻度となります。それから、区費講師である特別支援教育推進員による、担任の先生の補助を行います。特別支援教育推進員は、新宿区が独自に雇っている非常勤の職員です。それから、特別支援教育課題検討委員会という、教育委員会の部局内にある組織で、特別支援に関する検討を行っています。それから、就学支援シートの作成と活用を行っています。就学支援シートというのは、就学を控えたお子さんの保護者に対し、自分のお子さんの気になるところを書いて、あらかじめ学校にご提出いただくシートです。学校は、その内容により、どのようなところが気になるのか等を面接します。

情緒障害等通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）は、現在、小学校では、落合第一小学校、天神小学校及び戸塚第二小学校の3校に設置しています。

「日本語サポート指導」は、日本語があまり話せないお子さんに対する事業です。まず、教育センターで、「日本語サポート指導」として、1日3時間、10日間ぐらいをワンクールとした集中指導を行っています。その後、各学校に「日本語適応指導員」が行き、我々は「取出し」と呼んでいるのですが、まだ授業で使っている日本語を理解できないお子さんに、授業時間を使って個別に日本語を教えています。それから、「日本語学習支援員の派遣」として、新宿未

来創造財団への委託により、放課後に、日本語で主に国語、算数及び社会の授業を行っています。以上の日本語サポートを受けた方は、その約1年後に日本語検定を受けていただき、どの程度できるようになったのかを測っています。

「児童・生徒の不登校対策」は、学校へ行けなくなってしまったお子さんへの対策です。校長先生と事務局の職員が情報交換等を行う「不登校対策委員会」及び主として学校の先生たちの連絡会である「担当者連絡会」を開催しています。また、今年度から、学校問題支援室を設置し、支援体制を強化しました。これは、教育指導課及び教育支援課で共通管理している組織です。それから、中学校入学を控えた小学六年生の児童で、現在不登校になっている方について、様子や原因等をあらかじめ中学校に伝達し、入学に備える「小中連携シート」という取組を行っています。それから、不登校マニュアルを作成しました。

「日本語学級の運営」は、外国籍児童に対し、新宿中学校と大久保小学校で実施している日本語学級の事業です。平成25年度、新宿中学校に設置しました。

評価としては、おおむね「計画どおり」です。

今後の取組としては、どの事業もそれほど即効性があるものではなく、実施により課題が全て解決できるものではありませんので、今後も粘り強く続けていきたいと考えています。今後の課題ですが、不登校については注意深く見守っていかなければいけないこと、発達障害を持つ児童・生徒がかなり増えていることなどがあります。

計画事業15については以上です。

続いて、計画事業16「学校図書館の充実」についてご説明します。

読書活動の推進を目的として、「学校図書館支援員」という、いわゆる図書館司書を、小学校29校、中学校10校に、週2日の巡回という形で配置しています。それから、学校図書館の蔵書も年々古くなったり、時勢に合わなくなったりするものが出てきますので、それらを踏まえた蔵書の更新を行っています。

事業の指標については、児童・生徒の不読者率等を掲げています。区立小学校の不読者率については、5%の目標に対し、平成25年度の実績は6.4%でした。平成24年度の10.1%から大きく下がっています。中学校については、20%以下という目標に対し、平成25年度の実績は12.8%と、既に目標を達成しています。

今後の取組については、昨年度から学校図書館支援員を配置したことあり、今後も継続していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、それぞれの事業についてご質問等をお願いします。

【委員】

不登校出現率の全国平均というのは、どの程度なのでしょうか。

【説明者】

平成23年度なのですが、小学校は0.33%、中学校は2.64%でした。ちなみに、新宿区の23年度は、小学校は0.69%、中学校は3.84%と、いずれも全国平均を上回りました。

【委員】

随分改善はされてきているのですね。

【説明者】

はい。率自体は改善はされています。ただ、全国平均に比べるといまだに高い状況です。自治体によってはほとんどないところもありますので。

【委員】

「今後の取組方針」に、「不登校の未然防止に向けた取組を充実」とありますが、具体的にはどのような取組を行っているのでしょうか。

【説明者】

不登校になる徴候がないか、月に1回調査し、その結果を見てすぐ対応するのが最も基本的かつ効果的な未然防止策だと考えています。月に5日以上欠席した児童・生徒がいた場合、当該児童・生徒に対し、早目に声掛けをするほか、家庭環境を調査したり、つながっているキーパーソンを探したりしています。

【委員】

通級指導学級を平成27年度までに更に2校増やすという目標は、対象となる子どもたちがそれだけ増えているということなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。例えば、平成25年5月1日から平成26年5月1日までの増加率は、101名から120と、約20%になっています。また、従来の通級指導学級の配置が、どちらかというと西側に寄っているので、四谷と鶴巻に設置することで、地域バランスをとる意味もあります。

【委員】

通級指導学級というのは、週に何時間といった形でやっているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。一番多いのは週に4時間です。半日になりますね。

【委員】

もっと少ない子もいるのでしょうか。

【説明者】

2時間という子もいます。なお、現在の制度では、学校に行くときには、保護者が必ず付いて行き、帰りも連れて帰るようにしています。

【委員】

保護者が付いて行けないお子さんもいるのではありませんか。代わりの人が付くような支援はないのでしょうか。

【説明者】

人が付く支援は、現在のところありません。

【委員】

「巡回指導・相談体制の構築」について、医師や心理士等専門家による支援チームが巡回相談を行っているとのことですが、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）のある児童・生徒に対しては、どのような方で対応していますか。

【説明者】

精神科医を含めた医師、心理士、通級指導学級の経験のあるOBなどです。なお、学校現場からは、お子さんの状態だけでなく、むしろその子に合った教育内容について知りたい、助言がほしいといった要望が多く出されており、大分ニーズが変わってきていますので、いずれそういったものを踏まえた見直しを行う必要があると考えています。

【委員】

比較的、LDよりもADHDの方への対応のほうが、困難な場合が多いものと思いますが、区ではどのような対応をとっているのでしょうか。

【説明者】

まず、どこの学校の誰がそういった状況にあるのかは、教育委員会事務局でも大体把握しています。ただ、具体的な支援については、制度的に学校を支援する手段があまりないのが現状です。そのため、学校で持っている資源を活用した校内体制と連携しながらできる範囲での支援を行っています。なにより、安全管理には十分配慮しながら行っています。

【委員】

支援チームによる巡回相談は、この事業の要ともなっていると思いますが、支援を必要とする方については、今後更に多様化してくると見込まれます。どのように対応していきたいとお考えなのでしょうか。

【説明者】

そうですね。現在のところは定期的な巡回により対応しており、逆にいえばある程度決まった人で対応ができているわけなのですが、配置の方法などは、突発的な事態への対応も含め、最も効率的な考え方を検討しなければいけないと考えています。また、対象となる児童・生徒は確実に増えてきていますので、何らかの形で拡充していかなければ厳しいと思っています。

【委員】

基本的には、巡回相談員などの活用により、所属する学校の中で我慢強くご指導いただきたいと思います。大変だと思いますがよろしくお願いします。

【委員】

情緒障害の子どもというのは、必ず通級指導学級に通っているのでしょうか。

【説明者】

いいえ。通級指導学級に通っていない方もいます。

【委員】

不登校の未然防止というのはかなり難しいように思います。不登校となる原因には、家庭環境など様々なものがあると思いますが、一定の傾向はあるのか等の調査・検討は行っているの

でしょうか。

【説明者】

調査自体はある程度行っていますが、おっしゃるとおり原因や状態は一人ひとり様々であり、傾向というものはつかみきれいていません。むしろ、一人ひとりの最も大きな要因に、重点的に対応していかなければいけないと考えています。

不登校の未然防止にとって最も大切なのは、学校が楽しい場所であったり、必要な場所であったりすることだと思います。そうでなければ全部がマイナスの方向に行ってしまいます。それから、学校の勉強がわからないことも、不登校につながります。ですから、そういった大きな部分でも捉まえていくことが必要だと思います。

【委員】

通級指導学級に通う子どもが今後増加している要因は、どのように考えていますか。

【説明者】

区で捉えられていない、潜在的な対象者がいるものと考えています。

【委員】

これまでのところ手が伸べられていないお子さんがいるのですね。

【説明者】

そうですね。また、例えば、以前は「あの子落ち着きがないね」などと言われているだけだった方が、いろいろな病気等が明らかになるのにつれて、実際には障害をお持ちの方であることが明らかになってきています。それにより、対象者数も大分変わってきていますし、カテゴリー自体も大分入り繰りがあるなど動いています。このように、新たに加わっている部分もありますので、傾向としては増えていると感じます。

【委員】

5日来なければ訪問するという取組は、いつ頃から行っているのでしょうか。

【説明者】

細かく始めたのは、恐らく2、3年ぐらい前だと思います。

ただ、それまでも学校によっていろいろな取組を行っていました。不登校対策の位置付けを、現在の形に変えたのがそれぐらいです。

【委員】

試行錯誤しながらの取組でしょうから、手探りですね。

【説明者】

そうですね。いろいろ手探りでやっているところですが、とりあえず早くコンタクトを取ることを基本にやっています。

【委員】

不登校対策委員会というのは、何を、どのように検討しているのでしょうか。

【説明者】

基本的には、担当の校長先生と教育委員会事務局の新しい取組等に関する情報交換をしたり、

現状を話したりすることが主な形です。

担当者連絡会は、先生が集まって事例研修、事例検討等を行い、自分の学校に持って帰って活用してもらうものです。

【部会長】

社会福祉の観点からも、不登校はかなり大きな課題となっており、実態として児童相談所での取扱いが増えていると聞いています。要因としては、学校に起因する問題だけでなく家庭に起因する問題も大きく、極端な例としては、児童虐待、いわゆるネグレクトにより、親が学校に行かせないケースも随分あるようです。それから、生活困窮世帯の子ども、家庭自身の教育力、生活力が低下して、学校に行けないケースも増えていると聞いています。こういったケースに対し、福祉部門や児童相談所との連携などは行っているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。まず、新宿区には子ども家庭・若者サポートネットワークというものがあり、その中の学校サポート部会というものの中で、情報共有等を行っています。児童相談所は入っていないのですが、子ども総合センター、子ども家庭支援センターなどが入っています。先日の会合でも、児童虐待の件数の増加、母子家庭の児童・生徒が学校に来なくなりやすい傾向がある等の事例が報告されました。原因は様々ではあるものの、学校に来ていない状況は把握できるので、今後更に連携を強めていきたいと思います。ただ、最終的には区の権限では踏み込むことができません。子ども家庭支援センターも学校も、訪ねて行っても応答がなければ、置き手紙をして帰ってくるような対応になってしまいますので、そこをどうやって打開していくのかも含めて話し合っています。

【部会長】

家に踏み込めるのは虐待防止法によるものですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

でも、それは最後の伝家の宝刀ですからね。

【説明者】

はい。よほど事態がはっきりしていなければ、現実にはなかなか難しい部分があります。

【部会長】

図書館について、本を読まない子に読ませることはかなり大変だと思いますが、これに対する妙案というのはあるのでしょうか。恐らく図書館だけで頑張っても駄目だと思います。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

合わせて、計画事業16「学校図書館の充実」について、不読者率を減少するというのは非常に難しいと思うのですが、どのように本を読む面白さや学ぶ面白さを教えているのでしょうか。

【説明者】

まずは、空想の世界で経験できることなど、本を読むことの楽しさや魅力を伝える機会を作ることが大切だと考えています。特に中学校などでは、学校図書館を利用する機会を作るのもなかなか難しいのが現状です。小学校の場合には、学校図書館に行っただけの調べ学習などがあるのですが、中学校になるとそういった時間もなかなかとれません。そのため、中学校のほうが、不読者率は高くなっています。

これに対し、学校図書館支援員を配置したり、開館の時間を増やしたり、入りやすい雰囲気を作ったりと、いろいろな取組を行い、徐々にではありますが、改善を図っています。今後も地道に取り組んでいかなければと思っています。また、学校の先生たちの間でも委員会などを立ち上げて検討しているところです。

【部会長】

本を読むことへの関心を高めること、図書館への敷居を低くすること、図書館の使い方を教えることなどが大切だと思います。学校図書館支援員が、図書館のガイダンス等を行うような取組はあるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。例えば、朝会などの機会を捉えて本の紹介を行うなど、いろいろな取組を行っています。一方で、学校図書館というのは、ただ開けておけば良いというものではありませんから、どのように効果的・効率的に使ってもらうのかを考える必要があると思います。

【部会長】

変な意味でサロン化されても困ってしまいますからね。

【説明者】

はい。

【委員】

子どもの思考力や判断力を養うには、読書がとても良いと思います。読書への意欲が失われることは、こういった能力の低下にもつながることから、教育委員会を中心に、子どもの読書活動を重点的な教育施策として取り上げているのは大変結構だと思っています。

一方で、「効果的・効率的な視点」に「区が専門事業者へ業務を委託したことによって、計画的に学校図書館司書の配置等を行い、各校の要望を踏まえて資料整備や蔵書管理等の業務改善が図られ、効果的・効率的な学校図書館の運営が可能となりました。」と書かれていることについては、子どもの読書活動について、責任をもって実施するのはまず学校の教員であることを踏まえると、どうなのだろうという気がします。業者に委託したから安心だと教育委員会は思わないでいただきたいです。まず、生徒が読む前に先生方は本を読んでいるのだろうかというのは大きな疑問です。先生が本を好きでなければ生徒は読まないのではありませんか。

そういった点から、教員への読書教育を考えなければいけないと思うのですが、教員に対する読書指導、読書教育はあるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。例えば昨年度ですと、教員を対象とした夏季集中研修において、学校図書館教育に関する講座を行いました。

【委員】

新宿区の小・中学校では、読み聞かせ、朝読み、夕読み等の取組を行っているのでしょうか。

【説明者】

読み聞かせ及び朝読書は、全ての小・中学校で実施しています。また、もともと学校図書館にボランティアの入っている学校では、そのような方々による独自の活動をしているところがあります。詳細を全て把握してはいませんが、約半数の学校でそういった活動がされていると認識しています。

【委員】

子どもと本の出会いには、学校だけでなく保護者が大変重要だと思います。

【委員】

学校図書館の環境は以前に比べ抜群に良くなっていますよね。すごく進んでいるイメージなので、それでも本を読まない子どもがいるのは、とても残念だと思います。

その大きな要因は、インターネットの影響ではないかと思います。特に、調べものという意味ではインターネットを活用している児童・生徒がかなり増えているのではないのでしょうか。

しかし一方で、パソコンやインターネットを取り込んだ学習も、学校では展開しているものと思います。それらの兼ね合いは、どのように捉えているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、ICTの普及に合わせて、学校も情報化を進めていますが、一方で、パソコンを使うことによる影響は、中学校を中心に出てきています。本や文献による調べ方とインターネットによる調べ方というのは、必要となる情報処理能力や得ることのできる情報の限界が違います。いずれについても学習には意義があるものだと思いますので、各学校現場では、各情報媒体の良いところ悪いところも含めた学習を進めています。

【委員】

計画事業15「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」に戻ります。「日本語サポート指導」について、外部評価を受けてなのかはわかりませんが、以前評価した際と比べ大きく改善されているように思いますので、そこは高く評価したいです。

【委員】

そうですね。

【説明者】

ありがとうございます。様々なご指摘をいただいたほか、現場でも経験を通して見えてきたものがあるように思います。

【委員】

不登校について、まずは保護者との信頼関係を築くこと第一だと思います。特に虐待については、家といういわば閉鎖された空間の中で、何が起こるかわかりませんし、起きるときには

一瞬で起きてしまいます。また、虐待をする保護者が悪いのかといえば、実態としてはそうなるに至るまでの原因や背景がある場合が多いと思います。

この問題への対策には、そういったことが起こる前に、しっかりと保護者との信頼関係を築き、相談してもらうことが重要ですが、これを学校や教育委員会だけで行うことは困難だと思います。福祉部はじめ他部課と連携した、区全体の取組としてほしいと思います。

【説明者】

そうですね。例えばキーパーソンを探すという説明を先ほどしましたが、ご指摘のとおり保護者や児童・生徒と連絡を取ることでできるキーパーソンを作っていくのも非常に重要だと考えています。そういったキーパーソンを通して、粘り強く働き掛けていくことが大事だという思いはあります。

【委員】

そうですね。実際に、関係機関だけで連携しても、本人とつながっていないと関係者会議で情報だけがぐるぐる回るだけで、突破口がないまま時間だけがたっていく現実がありますから。

【委員】

無理やり踏み込むこともできないから、突破口が全くない場面がとて多いのですよね。

【委員】

一方で、認知もされていないケースも現実にある。非常に難しい問題ですね。

【委員】

そうですね。それもこれから増えていく傾向にあると思います。

【説明者】

そういうところもあります。

【委員】

兄弟がいると、一人をきっかけに皆が不登校になったりもしますよね。

【説明者】

そうですね。そういったケースは結構多いです。

【部会長】

再度計画事業16「学校図書館の充実」に戻ります。「目的（目標水準）の達成度」に「新宿養護学校については、常時、定期的な支援が必要ではないため、学校図書館司書の配置をしていませんが、必要に応じて学校図書館活用推進員の巡回支援を行っています。」とあります。確かに子どもが本を読むということを考えると、特別支援学校はいろいろなハンディがあるのは実態だと思いますが、一方で、一定の制約があるにせよ、取り組む必要はあると思います。

例えば、他の自治体では、親をターゲットにした取組を行っているところがあります。親自身が、障害を持った子どもたちに対する接し方とか障害を理解する本に関し、意外と情報を持ってないのです。一般の教育の本はあちこち出回っているし、図書館にもありますが、障害を持った子どもたちに対する接し方とか障害を理解する本については、普通の親が読んでわかるような本があまりない。そこで、PTAと学校で相談して、図書館にそういう本をそろえて、

そういう専門の司書を配置して、保護者にそれを紹介した。この取組は、すごく効果があったと聞いています。

【委員】

すばらしいですね。

【部会長】

実際に、知的障害の子にわかる本というのはたくさんあります。また、知的障害などを持っているとしても、子どもに本をあげたい保護者はたくさんいます。でも、情報がないからそれができずにいるのです。そういうアドバイスや情報提供のできる取組は必要だと思います。特に知的障害を持った子どもたちに本を読めというのはなかなか難しいと思いますが、親を変える、親のニーズに応えるといった視点で、PTAや司書と話し合っても良いのではないのでしょうか。それは、学校と保護者とのコミュニケーションにもつながると思います。

多くの場合保護者は素人ですからね。どういう本を読めば良いのかわからず、一歩間違えるともとんでもない本を読んだりします。特別支援学校の場合、そういう視点から、普通の学校の図書室のイメージとは違う可能性を考えてはいかがかだと思います。

【説明者】

ありがとうございます。現状も見ながら、保護者に対する視点も含めて、検討していきたいと思っています。

【部会長】

ほかいかがでしょうか。

では、教育支援課へのヒアリングは以上とします。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

続いて、生活福祉課及び保護担当課の所管する事業のヒアリングを行います。

生活福祉課長、保護担当課長、よろしくお願ひします。

【説明者】

よろしくお願ひします。

<委員紹介・説明者紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」について、ご説明をお願いします。

【説明者】

保護担当課長です。よろしくお願ひします。

事業の説明については、一括して保護担当課長から行い、その後のご質問については、各課長からお答えする形で進めたいと思います。

初めに、施策の体系についてご説明します。本事業は、「就労支援の充実」及び「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」の二つの枝事業で構成されています。まちづくりの基本目標の一つ、Ⅲ「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」を実現するための個別目標の一つ、1「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」を達成するための基本施策の一つに、③「セーフティネットの整備・充実」があります。この基本施策は、現在の社会情勢の中で、突然の病気や事故、失業など、様々な理由により生活が困窮する事態が誰にでも生ずる可能性があることを踏まえ、誰もが安心して暮らしていける制度の整備・充実を図るため、様々な取組を行うものです。そうした取組の一つが、計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」です。三つ

本事業は、生活保護受給者の自立支援を目的として、働く意欲や能力のある生活保護受給者に対して、ハローワークとの連携等による就労支援を実施し、経済的自立を目指した支援を行っています。また、生活保護受給者の約5割を占める高齢者等を対象として、日常生活における自立した生活や地域社会の一員として充実した生活を目指した支援を行っています。さらに、小・中学生とその保護者を対象として、子どもの学校や家庭での健全な生活を目指した支援を行っています。

具体的な手段として、「就労支援の充実」では、ハローワークとの連携による「新宿就職サポートナビ」を、平成23年7月に、福祉事務所と同じ敷地内にある区役所第二分庁舎分館2階に設置し、ハローワーク職員が完全予約制・担当者制による就労支援を行っています。また、区は、就労支援のために、ハローワークOBを「就労支援員」として、従前より福祉事務所に配置していますが、新宿就職サポートナビの設置以降は、福祉事務所とハローワークが一体となった就労支援体制を構築するために、支援の開始に当たって、ご本人と福祉事務所の地区担当員、就労支援員との三者面談を行った上で、新宿就職サポートナビへとつなげ、そちらで6か月間の就労支援を行っています。

就労支援の内容は、一般的なハローワークの行うような、主に求人情報の提供や職業訓練所のあっせん等を行っています。また、支援開始後の支援対象者の問題などを解決するため、区の担当者が本人とハローワーク職員の面談に同席するなど、ハローワークと連携した支援を行っています。

それから、働く能力はあっても、厳しい雇用情勢や様々な個々の状況の中で、働く意欲や自信を失いかけて、すぐにはハローワークの支援を受けることができない方がいます。そうした方に対し、区の就労支援員による面談を行い、3か月程度をめどに就労意欲喚起を行った上で、新宿就職サポートナビへとつないでいます。更に支援が必要な方に対しては、平成24年7月から家庭訪問や面談による就労意欲の喚起や就労体験及び講習の実施、就職活動中の生活支援や就職後の相談対応などをNPO等と連携して行っています。この支援により、就労意欲が高まった方を新宿就職サポートナビへとつないで、安定的な就労へと結びつけています。こちらの支援でも、福祉事務所の地区担当員が、個々の生活保護受給者の状況を考慮した上で、それぞれの支援へとつなげ、地区担当員、就労支援員又はNPO等の支援員が連携した支援を行い、

就労後の定着支援も行っています。また、本枝事業ではNPO等の支援員1名が福祉事務所に常駐し、日頃から地区担当員との連携も図っています。本枝事業については以上です。

「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」は、高齢者等に対し、自立した地域生活を送るための支援を充実するため、様々な講座や活動をNPOと連携して行っています。具体的には、基本的な生活習慣を習得するための食のセミナー、暮らしとお金のセミナーなどの講座や、生活全般、生活保護などについての個別面談、相談などを行っています。

また、小・中学生とその保護者を対象とした支援の強化、子どもの健全な生活への支援として、家庭的な雰囲気の中で放課後に支援員と1対1で学校の宿題をしたり、料理や手芸などを行ったりすることを通して、基本的な生活習慣の習得や子どもの興味・関心の幅を広げるといった支援を、特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構（NPO新宿）の運営する新宿生活さぼりとセンターと連携して行っています。利用に当たっては、区内全域から通うことになるため、小学生についてはNPO職員が送迎を行っています。また、保護者に対しては進路の心配や親子関係についての悩みなどについての相談支援も行っています。支援の開始に当たっては、区の地区担当員が、個々のご家庭の状況に応じて利用の勧奨をするとともに、支援開始後も、NPOと連携して子どもや保護者の状況を確認し、必要な支援を続けています。

枝事業については以上です。

平成25年度の目標・指標としては、指標1として、新規にハローワークとの連携などによる就労支援を実施した生活保護受給者数を年間300名とすること及び指標2として小中学生とその保護者を対象とした各種講座や活動、個別支援の支援者数を年間30名とすることを目指しました。達成状況ですが、指標1は年間就労支援者数が276名、達成度は92.0%、指標2は年間支援者数が29名、達成度96.7%でした。

平成25年度の事業経費は5,601万9,000円でしたが、全額が国の補助対象となっており、一般財源投入率は0.0%でした。平成25年度の事業経費が平成24年度より増えているのは、NPOとの連携事業が平成24年度は7月からの9か月間だったのに対し、平成25年度は通年の12か月間の事業経費だったからです。

担当する職員は、全員が常勤で0.58人でした。なお、ハローワークとの連携については庁舎の提供のみであり、ハローワーク職員の人件費等の負担は発生していません。

事業の評価ですが、「サービスの負担と担い手」については、生活保護受給者が増加していることなどから、ハローワークやNPO等との連携を強化し、生活保護受給者への就労支援や自立した地域生活を過ごすための支援を充実させることは不可欠であり「適切」と評価します。

「適切な目標設定」については、就労の可能性の高い生活保護受給者の支援者数を積極的に増やしていくことが、受給世帯の経済的な自立を図るために必要であり「適切」と評価します。

また、小・中学生とその保護者を対象として、子どもの学校や家庭での健全な生活を目指した支援を行い、子どもたちの生活状況に応じた支援を行っていること、今後支援者数が拡大していく見込みであることなどからも「適切」と評価します。

「効率的・効率的な視点」については、ハローワーク及びNPO等との連携により、支援対

象者に対して的確な求人情報の提供やきめ細かな支援が可能となり、生活保護受給者の経済的自立が効果的に達成できること、支援対象者のニーズに即した幅の広い支援や講座の開催が可能となり、地域社会の一員として自立した生活、子どもの学校や家庭での健全な生活に効果的に寄与できることなどから「効果的・効率的」と評価します。

「目的（目標水準）の達成度」については、ハローワークとの連携等による就労支援者の拡大については、生活保護受給者へ積極的に事業を説明し、制度を活用した結果、達成度は92.0%となり、おおむね達成となったこと、小中学生とその保護者を対象とした支援の支援者数の拡大については、生活保護受給世帯の小中学生30名を対象にして、継続して支援を行う予定でしたが、途中で1名転出により29名となったものの、達成度は96.7%となり、おおむね達成となったことなどを総合的に判断し、「達成度が高い」と評価します。

「総合評価」については、以上の評価を踏まえ、おおむね目標を達成することができており、「計画的どおり」事業を進捗することができたと評価します。

今後の方向性は「継続」です。生活保護受給者が自立した地域生活を過ごすためには、就労後の定着や社会生活を送る上での生活習慣の定着を引き続き支援していく必要があります。そのためには、今後もハローワークやNPO等との連携を深めていくことが必要です。

「就労支援の充実」では、引き続きハローワークやNPO等と連携を深め、支援対象者に対して個々の実情に応じたきめ細かな支援を行います。

「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」では、今年度は支援対象者を40名に拡大します。これを機に、更にNPO等との連携を深め、基本的な生活習慣を確立するとともに、健全な学校生活を送ることができる環境を整えられるよう、きめ細やかな支援を行っていきます。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

【委員】

幾つぐらいのNPOと連携しているのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

昨年度は、「就労支援の充実」、「自立した地域生活を過ごすための支援の推進事業」でそれぞれ別の1団体と連携しました。なお、「就労支援の充実」については、今年度は株式会社と連携しています。NPO「等」となっているのはこのためです。

【委員】

区と連携しているNPOは、この事業のほかにも事業を展開しているのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

はい。ホームレスの関係の事業を行っています。

【部会長】

事業経費が特定財源から全額出ているということは、「就労支援の充実」は国の就労連携事業、「自立した地域生活を過ごすための支援の推進事業」は居場所づくり事業に該当すると理解して良いのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

居場所づくり事業とは違いまして、どちらも国のセーフティネット補助金の中で展開している事業です。

【部会長】

国でやっているハローワークの連携促進事業でもある。

【説明者】

はい。そうです。

【委員】

区内に就労支援の対象者というのは何人ぐらいいるのでしょうか。

【説明者】

生活福祉課長です。

まず、生活保護の世帯類型からご説明しますと、生活保護を受給されている方は、その労働力がどの程度あるのかに着目して分類をしています。高齢者世帯といって、65歳以上の方だけで構成されている世帯、障害をお持ちの方の世帯、何らかの病気をお持ちの方の世帯を除いた世帯は、おおむね働くことのできる世帯とみることができます。そのような世帯は、大体全体の17%が占めており、単純計算で約1,600世帯ぐらいの方が対象になると考えられます。また、その中で実際に現在は働いてない方が半数ぐらいいます。

ただ、ご本人にはいわゆる病識（自らが病的な状態であることを認めること。）がないのだけれど、医療機関に掛かれば何らかの病気が見つかる、特に精神的な病気に掛かっている方が大勢います。

そのため、実際にどれくらいの方が就労支援の対象になるのか、正確な数字を測ることは難しいのですが、実感として、新しく就労の声掛けができるであろう世帯、すなわち、ハローワークに直接つなぐことで何らかの就労につながるであろう世帯が300程度と見込んで目標は設定しています。

【委員】

300というと随分と少ない印象になります。1,600の半分程度にもいかないのでしょうか。

【説明者】

いきません。区では、先ほどご説明したもののほかに、NPO等との連携による「新宿ジョブさぽーと」により支援している世帯が180程度あります。その見込みで、3分の1程度が、何らかの声掛けをすることで就労に結び付くと良いなという期待を持って取り組んでいます。

【委員】

実際に就労につながる人はどの程度いるものなのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

平成25年度は、延べ284件が就労に至りました。延べというのは、1回辞めて、再度就労という方が入るためです。

【委員】

生活保護から抜け出た人はどのぐらいいましたか。

【説明者】

保護担当課長です。

就労によって自立し、生活保護を廃止したのは、25年度ですと100件程度と聞いています。

【説明者】

生活福祉課長です。

補足しますと、働き始めていきなり収入が増えて、生活保護が廃止になるのはなかなか難しいのです。少しずつ働く経験を積んで、短い時間から自信を持って行って、常勤になって、何か月間又は何年間か掛けて、就労、収入が安定して生活保護の廃止となります。

いわゆるリーマン・ショックの影響を受けて生活保護の方がかなり増える以前は、就労により収入が増えて保護が廃止される方は、廃止の理由の5%にも満たないものでした。それが、23年度では、少しずつ景気がよくなってきたという動きも相まって、全体の8%弱まで増えています。さらに、平成24年度は、NPO等との寄り添い型の支援という新たな取組を始めたこともあり、11%近い方が就労収入の増によって廃止しています。平成25年度も同様に、少しずつ伸び続けています。

【委員】

すごい実績ですね。

【委員】

例えば怠惰や無意欲など、病的なものではなく精神的な問題から就労につながらない方もかなりいると思うのですがいかがでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

おっしゃるとおり、最初からハローワークによる支援につながらない方はいます。ただ、そういう方は、怠惰というよりは、いろいろな事情で自信をなくしていたりする方と捉えています。そのため、寄り添い型による支援などにより、できるだけ働く意欲を喚起していくことにしています。

【委員】

「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」による支援対象者を40名に増やすとのことですが、生活保護を受けている世帯の子どもというのは、区内にどのぐらいいるのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

平成26年3月31日現在で小学生が152名、中学生が108名です。

【部会長】

現在、区の保護率は何‰（パーミル。1000分の1を1とする単位）なのでしょう。

【説明者】

保護担当課長です。

31.7‰です。

【部会長】

世帯でいえば、多分20世帯に1人ぐらいになりますね。

単身者がほとんどでしょうが、区民の世帯比でいくと、恐らく単純計算で25‰ぐらいになるはずですね。全国は20‰ぐらいですから、細かい数字は別として、かなり高いと思いますね。

都市部は一般に高いものではあります、地域の特徴が出ているように思います。

【委員】

生活保護を受けている世帯の小・中学生が、おおむね250人ぐらいとのご説明がありましたが、「自立した地域生活を過ごすための支援の推進」はその中の30人から40人に対し行うということで、この対象はどのように選ぶのでしょうか。新宿生活さぽりとセンターが選んでいるのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

区の担当員がご家庭と関わりを持っていく中で、そういった支援が必要と判断をした場合などにおつなぎします。

【委員】

ケースワーカーが判断するということですか。

【説明者】

はい。それから保護者の方と相談をして、勧奨していきます。もちろん、事業説明をすると、保護者から希望が出される場合もあります。

【委員】

新宿生活さぽりとセンターというのは、パソコン教室など多くの講座を開いているようですが、これは社会的な居場所づくりの場を提供するものかと思います。そのような理解でよろしいでしょうか。

【説明者】

そうですね。また、各種講座のほかにも、例えば「らいふさぽりと広場」といって、時間を区切って将棋や囲碁をするなど自由に使うことのできる広場的な運用なども行っています。

【部会長】

就労困難ケースが増えていること、いろいろな手続が複雑になっていること、単身者が増えていることなど、大変だと思います。就労支援するときには、保護を受けて間のない、就労意

欲のある方と、既に長期にわたって保護を受けている方を分けて考える必要がある気がしています。

若い人でも、3か月から6か月間保護を受けていると、就労意欲がダウンしてしまうので、そういう人たちは保護になったらすぐに手当てしていかないとけません。

それから、就労意欲のダウンしてしまった人たちをどう引き上げていくのか。こういう方は、まず暮らしそのものが沈殿化している、社会とのつながりを持ってなくなっている人が多いと思います。その人たちは、まず社会的につなげる、あるいは意欲を持たせた上で、その次に就労が出てくるんですね。

このように、対象を整理した取組をしないと大変のように思います。いかがでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

おっしゃるとおりだと思います。最近はいさ少し好転してきましたが、雇用情勢が悪い中で生活保護になってしまった方の中には、働く意欲も能力も十分にある方が多くいます。そういった方は、すぐに就労支援につなげていくことで、生活保護を受けたとしても短期で済みます。もしそれだけで自立できなかったとしても、生活保護費の中で就労支援の部分が増えていますので、新規相談に相談を受けている方について、就労支援も必要だと判断したときは、地区担当員に引き継ぐ中で、すぐに就労の指導をしています。

また、少し生活が停滞しているような方についても、毎年7月から8月にかけて、64歳までの「稼働年齢層」の方々に対して、個別にケースワーカーがアプローチをしています。

合わせて、先ほどもご説明したとおり、勤労に対し自信がなくなっているような方には、そのための支援をしています。

【委員】

しっかりと整理してやっているのですね。

【説明者】

はい。就職支援も、ハローワークによる支援、就労支援員による支援等により重層的に行っていますし、就労意欲が低い場合にも、就労NPO等による支援や、ケースワーカーが相談を受けるなど様々な取組を行っています。また、ステップアップしていく中で、うまくハローワークにつなげることができた場合にも、NPO等がハローワークに同行していくといった支援を行っています。

【部会長】

生活保護受給者を雇うことについて、企業側からの風当たりが厳しくなっているとも聞きますがいかがでしょうか。

【説明者】

生活福祉課長です。

生活保護受給者であることを特に先方に伝えないで面接に行くことももちろんあります。生活保護受給者だから特別に採用してほしいとか、逆にそういう経歴があるのだとか、そういつ

たフィルターに掛けられることは良いことではありませんので、基本的には、ご本人の意に沿って応援しています。

そういった企業もあるのかもしれませんが、それによって新宿での採用状況が左右されているという認識ではないです。

【部会長】

7月1日から生活保護法が改正になって、いわば調査権が、企業に対して強くなりました。この流れは、ただ今のご説明にマイナスに影響しますよね。やぶへびになってしまうこともある。今後注意が必要な事項だと思います。

それから、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行されますので、特に中間就労とどういうふうに絡めるか、その辺が就労の課題になると思います。いかがでしょうか。

【説明者】

生活福祉課長です。

おっしゃるとおり、私どももそこに向けて、生活保護の担当とは別の窓口で相談しやすい環境を整えるべく検討を始めたところです。

なお、現在でも、住宅支援給付事業という、職を失って、会社の寮を出ていかななくてはならなくなったなど、急にお住まいのなくなった離職者等への支援は行っています。また、そういった方への就労支援に取り組んでいる部署と連携できないかと考え、同じ受託者をお願いをして事業を展開しています。

そういったノウハウをベースにして、生活困窮者自立支援法に基づく、生活保護に至る前ではあるものの生活に困っている方への支援を充実するべく取り組んでいきます。

【部会長】

7月1日から改正生活保護法が施行になりましたが、就労準備金の制度がありますよね。対象者は出ているのでしょうか。

【説明者】

保護担当課長です。

現在のところ実績としては出ていません。ただ、対象となりそうな世帯はあります。

【部会長】

ほかにはよろしいですか。

では、生活福祉課及び保護担当課へのヒアリングは以上とします。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日のヒアリングは以上となります。次回も引き続き計画事業のヒアリングを行いますので、よろしく願います。では、閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>